

会 議 録

令和6年度第5回宮古島市教育委員会（定例会）		
日 時	令和6年8月22日（木） 開会：午後3時05分 閉会：午後4時43分	
場 所	宮古島市役所 3階 会議室②	
出席委員名	教育長 大城 裕子 教育長職務代理者 中尾 忠笹 教育委員 前泊 直子 教育委員 平良 智枝子	
事務局員	(教育部) 部長：砂川 勤 (生涯学習部) 部長：天久 珠江 (教育総務課) 課長：平良文太郎 補佐兼係長：平良 貴司 総務係長：我如古 千佳枝	
説明員	(生涯学習振興課) 次長兼課長：梶原 健次 文化振興係長：屋嘉比 良太 (学校教育課) 主幹：源河 武和 指導主事 下地 和吉 補佐兼係長：愛澤 直樹 主任主事：加藤 文香	
議案等	件 名	結 果
承認事項	会議録署名委員の指名について	
報 告	会議録の承認について（令和6年度第4回教育委員会（定例会）） 教育長報告	承認 承認
議案第13号	宮古島市文化ホール条例施行規則の一部改正について	原案可決
議案第14号	宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部改正について	修正可決
議案第15号	令和7年度宮古島市立中学校使用教科用図書の採択について	原案可決
そ の 他	令和6年度宮古島市一般会計（教育委員会）補正予算（第4号）について	

会 議 録

大城教育長	<p>これより令和6年度第5回宮古島市教育委員会(定例会)を開催いたします。</p> <p>本日は、根間玄隆委員が欠席となっております。しかしながら「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。</p>
大城教育長	<p>それでは、日程第1「会議録署名委員の指名について」です。本日の会議録署名委員に平良智枝子委員を指名します。よろしくお祈いします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第2「会議録の承認」です。</p> <p>令和6年度第4回の宮古島市教育委員会(定例会)の会議録です。</p> <p>しばらく時間をおきますので、ご確認をお願いします。</p>
大城教育長	<p>ご確認いただけましたでしょうか。ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
大城教育長	<p>それでは、令和6年度第4回の宮古島市教育委員会(定例会)会議録について承認としてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
大城教育長	<p>それでは承認といたします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第3「教育長報告」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
教育総務課 平良課長	<p style="text-align: center;">(資料を読み上げて説明)</p>
大城教育長	<p>ただいま、説明が終わりました。質疑などございましたらお願いいたします。</p>
平良委員	<p>15日木曜日の令和6年度運動部活動の地域移行に関する周知説明会というのがありますが、内容を簡単にお祈いいたします。</p>

大城教育長	これは、沖縄県教育庁から1名、そしてスポーツ人材バンクの代表の石塚様という方が来られまして、宮古地区の教育委員会、そして中学校の部活動の顧問の先生、あるいは興味、関心のある先生方を対象に、今後の沖縄県としての学校部活動地域移行に関する方針等の説明が行われました。
平良委員	ありがとうございます。
大城教育長	他にありませんか。
前泊委員	9日、令和6年度宮古島市地震・津波災害図上訓練というのはどのようなものですか。
大城教育長	これは、庁舎2階大ホールで行われたんですけども、宮古近海で震度6弱の地震が起きて、それによって津波が発生したということでの図上訓練でした。各課から職員が参加しまして、実際にこの緊急時の対応をどのようにしていくか、シミュレーションしながら行った訓練ではあったんですけど、今回行った訓練をもとに、また今後につなげていけるように、方針等も確認していこうというところでの訓練でした。部長からも何か。
教育部	
砂川部長	部局長も、担当課長も出ていますけど、例えば教育委員会であれば教育施設、学校側との連携、全校に電話をして現在の状況を確認、避難者の中に怪我人がいるということで119番に電話すると、救急車が今出払っていませんとか、そういう課題を突きつけられるようなシミュレーションを通して、約2時間くらい訓練しました。
前泊委員	学校の避難所運営みたいな、この会議のたびにいろいろ出てくる、そういうのに繋がるような感じの内容でしたか。子ども議会でも、子どもたちからもいくつか出ていましたよね、地震のときに学校にいっぱいの人が避難していたとかってというような。例えば学校にそういうマニュアルみたいなものがまだないじゃないですか、何かそれに繋がるようなものであったのかなと。
教育部	
砂川部長	はい、そうですね。
大城教育長	他にありませんか。

平良委員	13日火曜日に、調理場意見交換会という、新里商店の新里さんがいらしていますが、内容をちょっと聞かせてもらっていいですか。
大城教育長	これはですね、これまでパンの製造を行っていた事業所が、パンの製造を終了するというので、全ての学校ではないんですけど一部の学校で給食に出せなくなるということで、何とか学校給食にパンを提供できないかというところで新里商店の方といろいろ意見交換をさせていただいたところです。2つの事業所がありまして、もう1つの事業所はこれまで通り製造が可能で提供ができるんですけども、もう1つの事業所がパンの製造を終了することによって、その事業所が担当していた学校で今後パンが出されなくなるということになっていたんで、それに対して冷凍パン等で対応ができないかということで新里商店様と意見交換をさせていただいたところです。
前泊委員	状況は改善できそうですか。
大城教育長	今は調整中というところです。
大城教育長	他に何かありませんか。 (質疑なし)
大城教育長	他になければ、教育長報告については承認としてよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは教育長報告については承認といたします。
大城教育長 生涯学習振興課 梶原次長兼課長	次に、日程第4「議案第13号 宮古島市文化ホール条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。 それでは説明をお願いします。 生涯学習振興課です。「議案第13号 宮古島市文化ホール条例施行規則の一部改正について」説明いたします。 提案理由、1ページをご覧ください。宮古島市文化ホール条例施行規則の適正な運用を図るために、同規則の一部を改正する必要があるため、本案を提案い

	<p>たします。というところで、今、うちの職員から補足説明のため資料をお配りさせていただきます。</p> <p>(資料に基づき説明)</p>
大城教育長	<p>ただいま説明が終わりました。</p> <p>お手元の資料を確認していただきまして、質疑などございましたらお願いいたします。</p>
平良委員	<p>第9条の6 芸能文化団体が住民の文化向上のために利用する場合という文言も削除しましたけれど、これはこれまでどういったケースがあったんでしょうか。</p>
生涯学習振興課 梶原次長兼課長	<p>これまでですと2つのケースがありまして、具体名としましては、実際減免対象とした団体としましては沖縄県吹奏楽連盟ですとか、全宮古吹奏楽祭、あるいはピティナというピアノをやってる団体がありますけど、こういったものが対象になったり、それからここでは具体名は申し上げませんが、いくつかの団体で、伝統芸能をやるからということで申請されたケースもあります。逆に、私たちの方からこういった減免があるから適用してくださいとはあまり言わないんですけども、知ってか知らずか減免申請されないまま普通に利用されているケースも両方あるということです。正直なところ文化振興したいという思いがある一方、やはり受益者負担、費用負担というのはある程度求めたいなと思うので、そういったところでダブルスタンダードとも取られかねないような規定になってしまっていますので、そういったところを外したいなと、ただし、先ほど具体名を申し上げたところに関しましてはですね、教育というところでもここら辺は対象にし得ると、どこら辺でわかるかということ、公益性が認められる団体であるかということで、例えば全国的に組織化された一般社団法人を持ってる方とかそういった辺りで判断したいと思っています。それ以外も大体、学校で教えると思っています。</p>
大城教育長	<p>よろしいでしょうか。</p>
平良委員	<p>はい。</p>

大城教育長	他にご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
中尾委員	よろしいですか、念のため確認ですが、学校教育法の規定する学校っていうのは高校も入るんですか。
生涯学習振興課 梶原次長兼課長	高校も入ります。
中尾委員	いわゆる宮古に存在する高校、支援学校とかそういうところも全て入るというところで考えればいいですかね。
生涯学習振興課 梶原次長兼課長	はい、入ります。 これには幼稚園も入ります。
中尾委員	ちなみに、今度宝塚医療大学が来ましたが、そこも入るんですか。
生涯学習振興課 梶原次長兼課長	宮古に存するという事で入りますね。
中尾委員	はい、ありがとうございます。
大城教育長	よろしいですか。他にありませんか。 (他になし)
大城教育長	他になければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。 (異議なし)
大城教育長	それでは「議案第13号 宮古島市文化ホール条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり可決といたします。
大城教育長	次に、日程第5「議案第14号 宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部改正について」を議題とします。 それでは説明をお願いします。
学校教育課 愛澤補佐	よろしく申し上げます。学校教育課の愛澤です。

	<p>「議案第14号 宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部改正について」を今回提案しております。</p> <p>説明の前に、資料の差し替えがありますので、その説明をしたいと思います。資料の2ページと3ページですね、この両面になっている資料、こちらの資料なんですけれども、変更点はですね、2ページの下の方「1259-2は除く」というものを「1259-2を除く」、「は」を「を」に変更しております。それから裏面の「909-3は除く」を「909-3を除く」に変更、それから東小学校の「874は除く」を「874を除く」に変更しております。これは法律の用語として「は除く」という言い方ではなくて、「何々を除く」というのが一般的であることから、修正させていただいています。</p> <p>続きまして新旧対照表の修正点なんですけれども、新旧対照表の4ページですね、上の方の赤い文字なんですけど、こちら「909-3を除く」というものが元の資料には入っていませんでしたのでこちらを追記しております。変更点は以上となります。よろしいでしょうか。</p>
<p>大城教育長 学校教育課 愛澤補佐</p>	<p>はい、それでは変更した資料をもとに説明をして下さい。</p> <p>それでは説明いたします。提案理由の方を見ていただきたいと思いますんですけども、1ページですね。宮古島市立小学校および中学校の指定通学区域の別表第1（第2条関係）について、住所が重複して記載されている箇所がありましたので、これを修正して改正する必要がありますので提案しております。</p> <p style="text-align: center;">（ 資料に基づき説明 ）</p>
<p>大城教育長</p>	<p>ただいま説明が終わりました。 質疑などございましたらお願いいたします。</p>
<p>平良委員 学校教育課 愛澤補佐</p>	<p>この指定通学区というのは、平成17年に出来た基礎資料を何年かごとに書き換えているんですか。</p> <p>この改正について、なぜこの飛び地があるのかということについて結構調べようとしたんですけど、これが平良市時代から変わっていないんですね。なので、なぜこうやって飛び地が生まれているのかというところが、ちょっと調べられない状況です。</p>

平良委員	例えば、新しく何も無いところに家が建って、その住所が追記されるということもあると思うんですが、そういうのはされていないんですか。
学校教育課 愛澤補佐	そうですね、まだそういった追記などはされていないんですけども、どこどこからどこどこというところに含まれる部分が結構大きいかと思っています。
平良委員 学校教育課 愛澤補佐	と、申しますのはですね、私の住所がないんですね。 住所がないんですか。この含まれる部分にもですか。
平良委員	そうです。私の見間違いでなければ。 だからこういう住所のこの変更の仕方ってどうするのかなって、例えば見落としなどもあって、何か入学通知が行かなかつたりとかっていうのもあるのかなとかですね。
学校教育課 愛澤補佐	新しく住所ができた場合には住民登録されるじゃないですか、そのときに行政区が割り振られるんですね。システムで管理しているんですけども、このシステムで行政区によって学区が割り振られる仕組みになっているので、そのときに学区がないっていうことは無いんですけども、そのシステムにこの規則がちょっと追いついていない状況ももしかしたらあるのかもしれないです。その場合は発覚した時点で、また改正をしていくことになるかと思っています。
平良委員	ここに家を作ったのが〇〇〇〇年です。従って、24、5年前に家は建っているんですけど、ここにないということなので少し気になって、そういうケースが他にもあるんじゃないかと思って。
学校教育課 愛澤補佐	そうですね、システムで管理しているので運用には問題はないんですけども、確かに規則が追いついていない部分が出てきているなどというのは思いますので、そこは都度都度改正を加えていきたい思います。
中尾委員	すみません、大前提を崩してしまうかもしれないですけど、そもそもこれは住所で指定しなきゃいけないものなのか、先ほどシステムという言葉の上で言

	うと自治会を割り当てると、新しい家が建ったときに、現状、自治会で割り当てているじゃないですか。だったらこれ、住所は要るのかなって漠然と思ったんですが、これは絶対必要なんですか。
大城教育長 学校教育課 愛澤補佐	自治会でまたがっている場合もありますよね。 住民登録した際に、行政区を市民課が割り振るんですね。なので自動で学区もそれで割り振られるんですけども、そうですね自治会ですれば・・・
中尾委員 学校教育課 愛澤補佐	その方がずっと分かりやすいかなと思ったんですけど。 確かに、住所じゃなくて自治会がきちっと決まれば、住所は必要ないし改正の必要もないということですよ。
教育部 砂川部長	ただ自治会は、境界線の基準となる道にまたがったりしているので地番でや ってるかなと思います。
中尾委員	なるほど。例えば南西二区は、久松小にも南小にもあるわけですね、確かに。
大城教育長	それぞれの学校にまたがっているケースもあるので、それだけでは分けられない状況ではあります。
中尾委員	はい、すみません。
大城教育長	その都度改正というのも大変な作業ですので、何らかの良い策を生み出して いきたいと思います。
平良委員 学校教育課 愛澤補佐	うまくシステムと連携できればいいんですけどね。 そうですね、例規システムと住基システムが別なので、連携はしていない んですけども、その都度改正は大変なので、考えないといけない部分はあるか なと思います。
大城教育長	システム上はしっかり就学に関して確認が取れるので、今のところ漏れはな

学校教育課 愛澤補佐	いということですね。
大城教育長	そうですね。
前泊委員	よろしいでしょうか。
前泊委員	今、指摘のあったところは、その近辺も調べて、そこは入れたほうが良いと思います。
大城教育長	これは、今回の改正に、確認をした上で追記ということでよろしいですか。
前泊委員	その方が良いと思います。
学校教育課 愛澤補佐	調べまして追記いたします。
平良委員	近くに、その後民家も2軒ほど建っているのですが、その住所の漏れもあるかもしれないですね。
学校教育課 愛澤補佐	そうですね。
教育部 砂川部長	新しく家が建った場合は、市民課から総務課には連絡がいて、総務課と市民課は連携が取れているが、学校教育課はどうですか。
学校教育課 愛澤補佐	そうですね、学区を決める上ではシステム上は連携が取れています。
学校教育課 加藤主任主事	住基システムを使って学齢簿システムを使っているのですが、そもそも新しくお引越されたとか、転居された場合についての行政区はきちんと反映されているという前提で、学齢簿もそのまま登録ができるというシステムになっています。
中尾委員	要は、システム上はちゃんとなっているんだけど、これ（規則）に追加されないってだけですね。
学校教育課 愛澤補佐	そうなんです。

大城教育長	システム上から割り出されてくるので、それに対して漏れはないけれども、そちら（規則）への反映がなかなか追いつかないというところですね。
平良委員 学校教育課 愛澤補佐	<p>それをもとにこの規則を改正していくことはできないんですか。</p> <p>それを調べるのはかなり大変だと思います。新しい家がどんどん建っているのを逐一把握して入れ込むっていうのはかなり大変ですので、やはり中尾委員が仰っていたように、ちょっと行政区できちっと割り振れば、もう住所は入れなくて良いみたいな形に、もしできれば1番良いのかなと思ったりしていますので、そこは今後検討させていただければと思います。</p>
中尾委員	<p>今の話で言うと、新しく家が建ったら行政区が割り当てられる、今みたいに例えば、南西二区ですよって言われた瞬間に、南小か久松小か分からないじゃないですか。この中にあればいいですよ、今言ったように数字がなかった場合、新しく住所ができて、これにないとしませう。で、市民課の方で新しく住所登録されたときに、ここは南西二区ですよって表記されて、このシステムと連携して、何とか学区ですよってなるんですけど、その南西二区というところで、じゃあ南学区なのか久松学区なのかって誰が決めるんですか。</p>
平良委員 学校教育課 愛澤補佐	<p>1年生の学校の入学許可みたいなはがきが行きますよね。それはどこが出していますか。</p> <p>こちらです。</p>
大城教育長	学校教育課です。
平良委員 学校教育課 愛澤補佐	<p>それって何で決定して出しているんですか。</p> <p>住基システムと連携した学齢簿システムがありますので、そちらから自動で学区がちゃんと入って出力されます。</p>
平良委員	<p>先ほど住基システムから入学案内なども漏れなくいくということなので、その住基システムの中ではきちっと学区は分かれて整理されているということですよ。そしたらそれを何か表出すれば、こちらに反映できないかなって思</p>

<p>学校教育課 愛澤補佐</p>	<p>うんですけど。</p>
<p>平良委員 学校教育課 愛澤補佐</p>	<p>何かそのシステムで出力できないかってことですよ。</p>
<p>平良委員 学校教育課 愛澤補佐</p>	<p>そうです。それかここを関連付ける方法は何かないですかね。</p>
<p>平良委員</p>	<p>一覧表を出してすぐ更新みたいなのができれば、いいかもしれませんね。</p>
<p>平良委員</p>	<p>それだと、新しく家が建ったり、新入生がいたりとかというのも全部把握できるわけですよ。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>休憩します。</p>
<p>大城教育長 学校教育課 愛澤補佐</p>	<p>再開します。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>今、平良委員からありました、住基システムと学齢簿の連携したシステム、こちらから学区の一覧のようなものが出せないかっていうご質問だったかと思いますがけれども、こちらは現状では出せるシステムにはなっておりませんので、このシステムを作った事業者を確認したいと思っています。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>平良委員</p>	<p>はい。</p>
<p>大城教育長 生涯学習部 天久部長</p>	<p>他に何か、この件について質問のある方お願いいたします。</p>
<p>学校教育課 愛澤補佐</p>	<p>いいですか。この改正文で東小学校の保里二区ですが、498から738番地、これをこの東小学校の保里二区の西仲宗根498から502と504から738に改正ということになっているんですけど、新旧対照表は変わっていないんじゃないですか。</p>
<p>学校教育課 愛澤補佐</p>	<p>保里二区の方ですか。</p>

生涯学習部 天久部長	東小学校の保里二区です。
大城教育長 生涯学習部 天久部長	改正後の方で反映されていないということですか。 そうかなと思います。新旧対照表の改正後は変わっていないので、どちらが正しいのかなと。
学校教育課 愛澤補佐	こちらはそのまま、北小学校の方の西仲宗根503を削除という形になります。東小学校の方はそのままです。
中尾委員	別紙の東小学校保里二区の方は、平良字西仲宗根498から502、504から738ってあるんですけども、実際改正された新旧対照表にはそれが載っていないんじゃないでしょうかということですよ。
生涯学習部 天久部長	そうです。先ほどの話だと、多分この改正文の方が違うんですかね。東小学校の保里二区は変わらない。
学校教育課 愛澤補佐	ちょっと確認します、すみません。
大城教育長	ただいま天久部長から質問がありましたけれども、確認のために一旦休憩します。
大城教育長 学校教育課 愛澤補佐	再開します。 今、中尾委員からありましたように西仲宗根の503は保里二区になりますので、この改正文の裏面のですね、498から502、504から738というのが誤りで、こちらはそのままということになります。 503が保里二区に入ってきますので、そのまま繋がるんですね、なので498から738となります。
平良委員 学校教育課 愛澤補佐	修正はないということですか。 はい、東小学校の保里二区については修正なしです。

大城教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>この件について、ほかにご質問はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
大城教育長	<p>ないようですので、先ほどご指摘のあった件につきましては追記をした上で、可決としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
大城教育長	<p>「議案第14号 宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部改正について」は修正した上で可決といたします。</p>
大城教育長	<p>休憩します。</p>
大城教育長	<p>再開します。</p>
大城教育長	<p>次に、日程第6「議案第15号 令和7年度宮古島市立中学校使用教科用図書採択について」は、9月の県教育委員会会議に提出予定の案件となります。また、「その他 令和6年度宮古島市一般会計（教育委員会）補正予算（第4号）について」は、宮古島市議会9月定例会に提出予定の案件となりますので、宮古島市教育委員会会議規則第9条の規定により秘密会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
大城教育長	<p>ご異議なしと認め、宮古島市教育委員会会議規則第9条の規定により、議案第15号の審議、およびその他については秘密会にすることに決定しました。関係者以外は、退席をお願いします。</p> <p>(秘密会につき会議録省略)</p>
大城教育長	<p>ここで秘密会を解きます。</p>

大城教育長	<p>「議案第15号 令和7年度宮古島市立中学校使用教科用図書の採択について」は、原案のとおり可決といたします。</p> <p>「その他 令和6年度宮古島市一般会計（教育委員会）補正予算（第4号）について」は、最終内示の総括表を添付してありますので、ご確認をお願いいたします。</p>
大城教育長	次に、日程第7「その他」で他に何かありますか。
大城教育長	休憩します。
大城教育長	再開します。
大城教育長	他に何かありますか。
	<p style="text-align: center;">（ 特になし ）</p>
大城教育長	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>これで、令和6年度第5回宮古島市教育委員会定例会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>
	<p style="text-align: right;">教育長 大城 裕子</p> <p style="text-align: right;">会議録署名委員 平良 智枝子</p>